

袋入金（無鑑査集金）規定

1.（目的）

この無鑑査集金（以下「袋入金」といいます。）は、無鑑査入金鞆（以下「入金鞆」といいます。）により、本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金に入金するため入金鞆にて集金することを目的とします。

2.（利用方法）

(1) 袋入金を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることができる証券類（以下「証券類」といいます。）を当組合所定の入金票および通帳等とともに入金鞆に入れ、その入金鞆を施錠してください。

なお、入金票には、氏名、口座番号、入金額、日付、その他必要事項を記入してください。

(2) 得意先係（当組合職員）は、入金鞆の数量を確認して、預り証を発行のうえ預かります。

3.（預金への受入処理）

(1) 入金鞆内の現金・証券類は、当組合所定の手続により確認のうえ指定口座に受け入れしますので、遅延なく受入金額を確認してください。

(2) (1)の取扱にあたり、入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き当組合は責任を負いません。

4.（入金鞆の返却）

入金鞆ならびに通帳等は、当組合の受入手続終了後に返却します。

5.（鍵の保管）

入金鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し、入金鞆の開閉に使用しません。

6.（鍵、入金鞆の喪失、毀損）

入金鞆および入金鞆正鍵を失ったとき、又は毀損したときは、直ちに書面によって当組合に提出してください。なお、この場合、修理費、再製費又は錠前等の取替えに要する費用を負担していただきます。

7.（損害の負担等）

入金鞆の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、1.の定めによる目的によらない利用が行われ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

8.（解約等）

この契約は、本人又は当組合の都合により、いつでも一時中止又は解約することができます。この場合は、入金鞆および入金鞆正鍵を直ちに当組合に返却してください。

9.（譲渡・転貸等の禁止）

袋入金の利用権は、譲渡・転貸又は質入することはできません。なお、入金鞆および入金鞆正鍵についても同様とします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当組合当座預金規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当組合が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上
(2026/02/02 現在)